

職員の処分について

- 1 被処分者 ① 交通局 運転士（男性・30歳代）
② 交通局 監督（男性・50歳代）
- 2 処分内容 ① 戒告
② 訓告 ※懲戒処分には当たらないもの（人事上の措置）
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）※懲戒処分に係る根拠法
- 4 処分発令日 令和8年（2026年）8月27日
- 5 事実の概要 被処分者①は、令和8年（2026年）7月27日（月）、交通局前10時48分発熊本駅前行きの市電に乗務中、交通局大江車庫を出庫し熊本駅方面（交通局前停留場）に向かって進行した際、交通局前のポイント（分岐器）付近にて、軌道信号が停止現示であるにも関わらず進行し信号を冒進した。また、同所通過の際、当該車両の後方台車が異線進入する事案を発生させたもの。
被処分者②は、上記事案発生時に信号係員として、当該車両の出庫誘導に従事していたが、当局で定めた作業基準通りの確認作業等を実施しなかったことにより、事案発生を未然に防止できなかったもの。
- 6 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司5名を厳重注意とした。
- 7 その他 本市の懲戒処分等の公表基準において、「訓告」は公表対象ではないものの、本事案の性質等を考慮し公表するもの。

【参考】熊本市交通局懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(8) 不適切な事務処理

ウ その他の不適切な事務処理等（故意又は重大な過失によるもの）

(イ) 重大な過失により公務の運営に重大な支障を生じさせ、かつ、市民その他の関係者に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

【処分に関するお問い合わせ先】

交通局総務課副課長 木村 亮

電 話：096-361-5211

【事案及び職員に関するお問い合わせ先】

交通局運行管理課長 荒木 敏雄

電 話：096-361-5241